

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>「一〇二十一の九 略」</p> <p>二十一の十 非清算店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十三項第一号ハ(1)において同じ。）若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第九項、第十一項並びに第十三項において同じ。）に係る変動証拠金（非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第十項並びに第十一項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講</p>	<p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第二百二十三条 「同上」</p> <p>「一〇二十一の九 同上」</p> <p>二十一の十 非清算店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十三項第一号ハ(1)において同じ。）若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第九項、第十一項並びに第十三項において同じ。）に係る変動証拠金（非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付又は預託（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第十項並びに第十一項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>じていないと認められる状況  「イ」ホ 略  「二十一の十一」三十 略  「2」13 略</p>	<p>「イ」ホ 同上  「二十一の十一」三十 同上  「2」13 同上</p>
---------------------------	---	---

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）  
 次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>「条を削る。」</p>	<p>附則</p> <p>（証拠金の預託等に係る経過措置）</p> <p><u>第三条</u> 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条      第一項第二十一号の十中「相手方に貸付又は預託（以下この号及び      次号において「預託等」という。）をする証拠金」とあるのは、「      相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以      下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」と      する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。